八王子市空き家利活用促進整備補助金のご案内

地域活性化施設として活用するための空き家の改修や家財整理・処分に係る費用を補助します（空き家の機能の維持若しくは向上を図る改修工事）

補助対象事業

①全体改修

空き家の所有者等が、空き家を少なくとも５年以上活用するに当たり必要となる改修工事

補助額〔1 戸（室）当たり〕：対象経費の３分の２以内　上限 100 万円

②スタートアップ整備

空き家の所有者等または利用団体等が、空き家の活用を開始するに当たり必要となる改修工事または家財道具等の整理・処分で、経費が５万円以上のもの

補助額〔1 戸（室）当たり〕：対象経費の３分の２以内　上限 25 万円

※地域活性化施設

集会・交流施設、体験・学習施設、ベンチャービジネスの拠点、防災備蓄倉庫等防災に係る施設等で、地域の活性化に資する施設として市長が認めるもの

補助の主な要件

① 対象者は市内に所在する空き家の所有者等または利用団体等
② 八王子市空き家マッチング支援事業に登録していること
③ 建築基準法及び八王子市景観条例その他関係法令に適合した建築物であること
④ 昭和５６年６月以降の新耐震基準の住宅（旧耐震基準でも耐震性があることが証明できる又は耐震改修を行う住宅を含む）
⑤ 改修後、少なくとも３年以上地域活性化施設として使用する

手続の流れ

○事前相談票の提出 ⇒ ○活用計画承認申請書の提出（承認決定） ⇒ ○交付申請書の提出（補助金の交付決定） ⇒ 〔事業着手〕

八王子市空き家マッチング支援事業への登録

〔事業完了〕
○完了報告書の提出
（申請年度の２月末まで）

⇒ ○補助金の請求（補助金の交付額確定） ⇒ ［補助金受領］

申請・問合せ先
八王子市まちなみ整備部住宅政策課
住所　八王子市元本郷町３−24−１
電話　042−620−7260

本制度について詳しくは、こちらをご覧ください。

市ホームページ